

答 申 案 件 の 概 要

件名		平成26年度政務活動費支出にかかわって特定議員が登庁したことがわかる記録及び同議員らの車両に係る議員駐車場への入出庫記録についての一部開示決定処分に対する異議申立て (情報公開・個人情報保護審査会答申第38号)					
経緯	開示請求年月日	平成27年7月3日	異議申立年月日	平成27年7月21日	担当課	開 示 決 定 等	県議会事務局
	開示決定等年月日	平成27年7月17日	諮 問 年 月 日	平成27年8月20日		異 議 申 立 て	県議会事務局
対 象 行 政 文 書		平成26年度政務活動費支出にかかわって ① ○○議員に係る領収証貼付用紙及び調査のため訪問した箇所が分かるもの。 ② 特定議員が登庁したことがわかる記録及び同議員らの車両に係る議員駐車場への入出庫記録					
本 件 処 分 の 内 容		一部開示決定 (不開示部分) ①について 氏名その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分 ②について 不存在 (不開示理由) ①について 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第7条第3号（個人情報）該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。 ②について 登庁した場合に公務旅費が支給される日以外の日に議員が登庁した記録及び入出庫記録のいずれも作成又は取得していないため。					
異議申立ての趣旨		②にかかる不開示決定処分を取り消し、開示するとの決定を求める。					
審 査 会 の 結 論		青森県議会議長（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。					
審査会の判断要旨							

○ 本件対象文書の存否について

1 議員駐車場への入出庫記録について

(1) 実施機関は理由説明書において、「議員駐車場の管理は、県議会事務局ではなく知事部局側の駐車場と一括して行っているものである。」「知事部局においても、一般車両と議員車両の別を問わず、使用者に係る入出庫記録を作成していない。」としているところである。

(2) 当審査会が、実施機関に対し、駐車場の管理方法について説明を求めたところ、実施機関が知事部局から聴取した内容を記載して提出された書面において、おおむね次のとおり述べている。

ア 青森県車両保管庫使用規則に定める車両保管庫とは、県有自動車を保管する施設を指し、該当する施設は青森県営駐車場内車両保管庫及び青柳一丁目の大型車両保管庫であるが、これらの車両保管庫に議員専用駐車スペースはない。

議員専用駐車場としては、東側、県庁第2の各駐車場の一部、議会棟、西棟立体の各駐車場が指定されているが、これらの駐車場の使用にあたり、議員に対して「車両保管庫使用申込書」に準じた届出は、県として求めておらず、提出されていない。

イ 議員専用駐車場として指定されている駐車場のうち、東側及び県庁第2の各駐車場については、駐車場整理業務受注業者の係員が、議員を視認の上、所定の場所へ誘導しているものであり、どの議員が駐車場を利用したかについて逐一記録していない。

議会棟駐車場については、議会受付から監視しているのみであり、やはりどの議員が駐車場を利用したかについて逐一記録していない。

西棟立体駐車場については、当駐車場に駐車させる際、入庫時にどの駐車スペースに車両を格納したのかを把握する必要があることから、議員が入庫した際、議員の顔写真入りのカードを格納スペース番号のフックにかけ、出庫した際は当該カードを外しているとのことであり、どの議員が駐車場を利用したかについて逐一記録はしていない。

ウ <u>駐車場整理業務受注業者は、駐車場管理日報を作成し、毎日県に提出することとなっている。当該日報には駐車台数の欄があり、駐車場ごとに毎日の利用台数を記載するが、利用者の氏名は記録していない。議員車両についても、同様に、利用台数は記載するが議員の氏名は記載しない。また、特記事項欄には、一般車両駐車場における長時間駐車車両ナンバー、駐車時間及び当該運転者から聞き取りした長時間駐車理由を記載している。駐車場内で事件・事故があれば、状況報告のため、当事者の氏名等を記載することはあるが、通常は氏名を確認しておらず、議員についても同様である。</u> (3) <u>以上のような取扱いにより議員専用駐車場は管理されているという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。よって、特定の議員が駐車場を利用した記録は作成されていないと認められる。</u>
2 議員の登庁記録について (1) 実施機関は、次のとおり説明している。 ア <u>議員出退表示器の点灯表示は、登庁した議員が議会棟入口又は西棟入口に据えられている議員出退表示器の下のパネル状に並んだボタンの中から議員自身のものを押し、議員出退表示器の議員自身の氏名の箇所が点灯して行われるものであるが、特にこれを記録することとはされておらず、点灯表示されたことが自動的に記録されるような機能も備わっていない。</u> イ <u>登庁した場合に公務旅費が支給されることとなる日に議員が登庁したことの記録については、旅費の支給の根拠となるものであることから、登庁した記録として行政文書を作成又は取得する。しかし、登庁しても公務旅費が支給されない日に議員が登庁した記録については、作成又は取得していない。</u> ウ <u>議員控室については、公務旅費が支給される日以外の日に議員の登庁を把握したときは（職員が）適宜対応しているが、この際、議員の登庁に係る記録を作成することとはされていない。</u> (2) 当審査会が、実施機関に対し、議員控室の管理方法について説明を求めたところ、実施機関は、おおむね次のとおり述べている。 ア <u>議員控室のうち、自由民主党及び民主党控室には県職員（臨時職員）が常駐しており、この県職員は、議員登庁時には茶菓の提供、昼食の手配、コピー等の議員から依頼のあった事務などの議員への応接を行っているほか、議員の登庁がない日においても議員控室の清掃、事務用品・茶菓等の管理、電話対応、議員へ届いた資料・書類等の整理等を行っている。しかし、登庁した議員の氏名までは記録として残していない。</u> <u>また、県職員が常駐しない議員控室においては、議員が登庁した場合、県議会事務局の職員が照明の点灯その他の環境を整えること等の対応はしているが、登庁した議員の氏名までは記録として残していない。</u> イ <u>議員控室に常駐する県職員は業務日誌を作成していない。また、県職員が常駐しない議員控室において、県職員が勤務した場合でも、特段勤務の記録はしていない。</u> ウ <u>公務旅費が支給されることとなる日の議員の登庁確認は、以下の方法によっている。</u> ① <u>本会議開会日には、議員が出席できないときには届出がされることから、当該届出により確認している。</u> ② <u>議案熟考日には、各議員控室に「休会日（議案熟考日）登庁確認簿」を置き、議員が登庁した場合には、自署又は押印することとしており、これにより確認している。</u> ③ <u>常任委員会及び特別委員会開催日には、各委員会の書記が委員会室において委員会への出欠により登庁を確認している。</u> エ <u>議員の登庁時刻、退庁時刻については記録されない。また、遅刻、早退については、青森県議会運営委員会申合せ事項において事前に届出をすることとされており、それにより確認している。</u> (3) <u>以上、公務旅費が支給されることとなる日においてのみ議員の登庁を確認し、公務旅費が支給されていない日に議員の登庁を確認していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。よって、公務旅費が支給されていない日に議員が登庁した記録は作成されていないと認められる。</u>
<結論> 以上のとおり、実施機関は、本件対象文書を保有していないと認められる。